

平成29年5月29日
総務省関東管区行政評価局

鳥獣による被害及びその防止の取組の実態調査 【調査結果に基づく改善通知に対する改善措置状況】

関東管区行政評価局（局長：杉山 茂）は、管内の茨城行政評価事務所、栃木行政評価事務所及び長野行政評価事務所と共同して、鳥獣被害やその防止の取組の実態を調査し、その結果に基づき、平成29年2月7日、関係行政機関に対し、改善意見を通知しました。

この度、関係行政機関から改善措置状況についての回答がありましたので、その概要を公表します。

【本件照会先】
第一部第1評価監視官 阿藤
電話：048-600-2319

1 農作物被害状況調査における被害状況の把握手法

主な調査結果

(農林水産省の被害状況調査に当たっての留意事項)

農作物被害を的確に把握するため、「極力、複数の方法を組み合わせることで被害状況を把握すること」、「特に、関係者への聞き取り調査に当たっては、別の客観的資料等との照合により検証作業を行うことが重要」とされている。

- 調査対象市町の中には、被害の把握方法を農業共済組合への照会から農業生産者へのアンケートに変更した結果、被害額が約8倍になるなど、これまで見ていなかった被害が明らかになったとしているものあり。なお、アンケート回答内容のチェックのために、農作業に精通した職員によるチェックを実施
- 調査対象4県内の全市町村の被害状況の把握方法数の推移は、
 - i) 茨城県、栃木県及び長野県は、複数の方法を組み合わせる把握方法を採用する市町村が増加
 - ii) 埼玉県は、逆に減少(平成24年度45市町村→27年度40市町村)



改善通知事項

県及び市町村において、過度な負担とならない程度に、合理的かつ共通的な考え方に基づく被害実態の把握・算定が的確に行われるよう、助言等を行う必要がある。(関東農政局)



改善措置内容(回答)

農作物被害の把握については、平成29年3月16日の当局管内都県鳥獣被害対策担当者会議及び平成29年3月27日付け当局農村振興部長通知にて、各都県に対し、農作物被害状況調査における被害状況の把握にあたり、以下の項目について市区町村へ周知するとともに、指導を行うよう指示

- ・当該調査の要領及び留意事項を徹底すること
- ・特に、被害農家からの被害の聞き取り、有害鳥獣捕獲申請書、農業共済組合、JA等関係団体や現地調査等の客観資料等複数の方法を組み合わせる相互に補完すること

2 広域捕獲・防護の推進

主な調査結果

(鳥獣被害防止指針)

「追払い活動等の実施に当たっては、他の地域に被害が拡大しないよう、近隣の地域との連携・協力を努めること」、「被害防止対策においては、鳥獣の行動域に対応して、広域的な取組を行うことが効果的であるとされており、このため、地方公共団体は、地域の状況を踏まえ、必要に応じて近接する地方公共団体と相互に連携協力しつつ、被害防止対策を実施すること」とされている。

【広域的な取組が行われている例】

隣接する2市の境界付近に生息する鳥獣について、両市が共同で同日に捕獲活動を実施することによって、鳥獣が越境して逃げることを防ぐことができるようになった。



【広域的な取組が必要とみられる例】

隣接する市及び町では、600頭前後のサルが複数の群れを形成し、市町を往来して農作物に被害。市では、農業生産者等と協力して、捕獲や追払い活動を積極的に実施。一方隣接する町では、積極的な活動未実施。その結果、市から追い払われたサルが一時、隣接する町に逃げ込み、再度、市に戻るといった状況が継続

改善通知事項

複数の市町村が行う、広域捕獲・防護等の対策を一層推進するための被害防止計画の作成や相互の連携協力等の取組について、都道府県を通じて助言等を行う必要がある。(関東農政局)

改善措置内容(回答)

野生鳥獣に係る広域的な被害対策については、各地域の実情(加害鳥獣や地形など)に応じ効果的な広域捕獲等の取組が、連携可能な地域から既に実施されてきているところ。今後のより一層の広域的な被害対策の推進のため、平成29年3月16日の当局管内都県鳥獣被害対策担当者会議及び平成29年3月27日付け当局農村振興部長通知にて、各都県に対し、以下の項目について市区町村へ周知するとともに、指導を行うよう指示

- ・今後も引き続き必要に応じ、近接する地方公共団体等と連携・協力し、被害防止対策に努めること
- ・連携・協力にあたっては、その連携等を行う事項について被害防止計画に記載するよう努めること

別紙

鳥獣による被害及びその防止の取組の実態調査に基づく通知・回答対照表

【調査の実施時期等】

1 実施時期 平成28年8月～11月

2 対象機関

調査対象機関：関東農政局、関東地方環境事務所、長野自然環境事務所

関連調査等対象機関：茨城県、栃木県、埼玉県、長野県、同4県内の市町（12）、関係団体等

【通知日及び通知先】 平成29年2月7日 関東農政局

【回答年月日】 関東農政局 平成29年4月3日

| 通知事項 | 改善措置状況（回答） |
|---|---|
| <p>1 農作物被害状況調査における被害状況の把握手法</p> <p>関東農政局は、農作物被害の防止対策を効果的、効率的に実施するとともに、被害防止対策に対する国民理解を増進させる観点から、過度な負担とならない程度に、農作物被害の把握方法を複数化し、情報収集のための方法とその情報を検証するための方法を組み合わせるなど、県及び市町村において、合理的かつ共通的な考え方に基づく被害実態の把握・算定が的確に行われるよう、助言等を行う必要がある。</p> <p>2 広域捕獲・防護の推進</p> <p>関東農政局は、鳥獣の被害防止対策を適切かつ効果的に行う観点から、複数の市町村が行う、広域捕獲・防護等の対策を一層推進するための被害防止計画の作成や相互の連携協力等の取組について、都道府県を通じて助言等を</p> | <p>1 農作物被害状況調査における被害状況の把握手法について</p> <p>農作物被害の把握については、平成29年3月16日の当局管内都県鳥獣被害対策担当者会議及び平成29年3月27日付け当局農村振興部長通知にて、管内の各都県に対し、農作物被害状況調査における被害状況の把握にあたり、以下の項目について市区町村へ周知するとともに、指導を行うよう指示。</p> <ul style="list-style-type: none">・当該調査の要領及び留意事項を徹底すること。・特に、被害農家からの被害の聞き取り、有害鳥獣捕獲申請書、農業共済組合、JA等関係団体や現地調査等の客観資料等複数の方法を組み合わせる相互に補完すること。 <p>2 広域捕獲・防護の推進について</p> <p>野生鳥獣に係る広域的な被害対策については、各地域の実情（加害鳥獣や地形など）に応じ効果的な広域捕獲等の取組が、連携可能な地域から既に実施されてきているところ。今後のより一層の広域的な被害対策の推進のため、平成</p> |

行う必要がある。

29年3月16日の当局管内都県鳥獣被害対策担当者会議及び平成29年3月27日付け当局農村振興部長通知にて、管内の各都県に対し、以下の項目について市区町村へ周知するとともに、指導を行うよう指示。

- ・今後も引き続き必要に応じ、近接する地方公共団体等と連携・協力し、被害防止対策に努めること。

- ・連携・協力にあたっては、その連携等を行う事項について被害防止計画に記載するよう努めること。